

## 再商品化義務の履行等

### 1 履行方法と履行期限

再商品化義務の対象となる容器包装を利用・製造等している特定事業者は、特定分別基準適合物を再商品化する義務があります。この義務を履行するには、次の2とおりの方法があります。

#### 指定法人ルート

特定事業者は、指定法人に再商品化を委託する再商品化契約を締結し、これに基づき委託料金を支払うことで、再商品化義務を履行したものとみなされます。

$$\boxed{\text{委託料金}} = \boxed{\text{再商品化義務量}} \times \boxed{\text{指定法人が定める委託単価}}$$

- 1 再商品化契約は、当該年度の前年度の3月末日までに締結しなければなりません。  
指定法人との契約締結等の窓口は、指定法人から契約締結業務の委託を受けて、商工会議所、商工会及び商工会連合会が行います。
- 2 委託料金については、当該年度中に指定法人に支払わなければなりません。
- 3 指定法人については、次のページを参照してください。

#### 独自ルート

一定の基準（ ）を満たし、主務大臣の認定を受けた特定事業者は、自ら又は直接、再商品化事業者に委託して、再商品化を実施することができます。

この認定の申請は、認定を受けて再商品化しようとする初年度の前年度の1月末までに行わなければならない。主務大臣の認定を受けて再商品化を実施する場合には、再商品化を実施する年度内に市町村のストックヤードから引き取り、翌年度の6月までに再商品化を実施しなければならない。

「一定の基準」として、再商品化義務を履行する者に関する基準、その者が所有する施設に関する基準及び再商品化しようとする特定分別基準適合物の地域に関する基準があります（容器包装リサイクル法施行規則第12条から第14条に規定）。